

青少年赤十字加盟校応援プロジェクト事業実施要項

1 目的

この事業は、青少年赤十字加盟校（以下「JRC加盟校」という。）が行う自主的かつ意欲的な実践活動を支援し、その活動成果を広く普及することにより、いのちの大切さを学び、他者を思いやる心を育む青少年赤十字活動の一層の振興を図ることを目的とする。

2 事業主体

JRC加盟校である高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園、その他支部長が特に必要と認める団体。

3 事業内容

青少年赤十字の実践目標である「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」や日本赤十字社「青少年赤十字防災教育プログラム」、持続可能な開発目標「SDGs」等を取り入れたものであること。

4 事業計画書の提出

事業主体は、この事業による助成を受けようとする青少年赤十字活動について、事業計画書（別紙様式1）を作成し、日本赤十字社滋賀県支部（以下「支部」という。）に提出する。

5 事業計画書等の審査・採択

支部は、事業計画書等を審査し、広く普及すべき活動と認められるものを選定し、助成対象事業として採択する。

6 助成金

- ① 支部は、採択事業について予算の範囲内で助成金を交付する。
- ② 助成金の上限額は、一事業につき5万円以内とする。但し、支部長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- ③ 助成金は概算払いすることができる。
- ④ 助成対象経費は、支部長が必要と認める経費とする。
- ⑤ 助成金交付手続きは、別に定める。

7 活動報告書・交付請求書等の提出

助成金の交付を受けた者は、事業終了後、交付請求書（別紙様式2）（概算払いの場合は、助成金概算払請求書（別紙様式2-1））・助成金報告（清算）書（別紙様式3）、活動報告書（別紙様式4）を支部あて提出する。

8 活動事例集の作成

支部は、事業主体から提出された活動報告書をもとに活動事例集を作成し、広く青少年赤十字活動の普及に努める。

9 青少年赤十字指導者協議会等との連携

支部は、この事業の実施に当たって、青少年赤十字指導者協議会およびJRC加盟校と連携し、その協力を得るものとする。

10 その他

その他この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和6年5月1日から施行する。